

短期入所生活介護施設 瑞祥苑 利用契約書

様（以下「利用者」といいます）と短期入所生活介護施設瑞祥苑（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護施設サービスについて、次の通り契約するものとします。

第1条 （契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約期間）

1. この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間中の利用期間は【契約書別紙】のとおりです。
3. 利用者は、利用開始予定日から前の日までの猶予において事業者に対し利用期間の変更を申し入れる事が出来ます。また利用者は利用期間中であれば短期入所生活介護の追加利用を申し入れる事が出来ます。これに対し事業者は、居室が確保できない等の正当な理由がない限りこれを拒みません。
4. 利用者は、利用開始日の午前9時以降に入所し、利用終了日の午後7時までに退所するものとします。
5. 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新する事が出来ます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を予め予約出来るものとします。但し他の利用者の予約により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は予約できません。

第3条 （短期入所生活介護計画）

事業者は、本契約の利用者の利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿った「短期入所生活介護計画」を介護支援専門員に作成させます。

事業者は、この「短期入所生活介護計画」の内容について利用者及びその家族に対して説明し、同意を得るものとします。

第4条 （短期入所生活介護の提供場所・内容）

1. 短期入所生活介護サービスの提供場所は介護老人福祉施設瑞祥苑において実施します。所在地及び設備の概要は【重要事項説明書】のとおりです。
2. 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】・【重要事項説明書】の通りです。事業者は【契約書別紙】及び【重要事項説明書】に定めた内容について利用者及びその家族に説明します。
3. 事業者は利用者の状態及び希望等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4. 事業者は「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5. 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛るミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣（つなぎ服）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける向精神薬を過度に使用するなどの方法による身体拘束を行いません。
また、緊急やむを得ない場合には、医師との協議の上、利用者及びその家族に対して説明を行い、状況の経緯を記録します。
6. 利用者は、現に提供されているサービス内容の変更を希望する場合は、事業者に申し入れる事が出来ます。この場合、事業者は利用者との協議の上、可能な限り利用者の希望に添ったサービスの提供を行います。

第5条 （提供サービスについての記録）

1. 事業者は、短期入所生活介護の利用終了毎に当該サービスの内容等を書面に記載し、サービス終了時に利用者の確認を受ける事とします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。また、利用者に同居の家族がある場合には、その家族に当該サービスの実施内容を説明します。
2. 事業者は、実施したサービスについて、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
3. 利用者は、必要がある場合は、事業者に対し第2項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第6条 （料金・支払方法）

1. 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された利用料金の合計額を支払うものとし、その計算は厚生労働省が示す基準に従い行うものとし、なお、請求単位はご利用1ヶ月ごととします。
2. 利用者は、当該月の利用料金の合計額を翌月27日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に前月ご利用分、未集金がある場合はその繰り越し分との合計額を自動引き落としにより支払うものとし、なお、特段の事情により自動引き落とし以外の支払方法をご希望される場合には、別途ご相談に応じます。
3. 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対して領収証を発行します。
4. 事業者は、提供する短期入所生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。

第7条 （利用開始前のサービスの中止について）

1. 利用者は事業に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることにより料金を負担することなくサービス利用を中止する事が出来ます。
2. 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までに通知することなくサービスを中止した場合、事業者は利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料金の全部または一部を請求する事が出来ます。この場合事業者は明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから5日以内に支払うものとします。

第8条 （利用期間中の中止）

1. 利用者は、事業者に対して、希望する日の前日までに申し出る事により、利用期間中でも退所する事が出来ます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2. 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活の継続に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスの提供を中止することがあります。この場合の取扱いについては第1項の計算方法に基づき請求申し上げます。
3. 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、当該短期入所生活介護サービスは自動的に終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第9条 (料金の変更)

1. 事業者は、利用者に対して1ヶ月の予告期間を設けて文書で通知する事により利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れる事が出来ます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知する事により、この契約を解約する事が出来ます。

第10条 (契約の終了)

1. 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知する事により、随時にこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月の予告期間において、理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事が出来ます。
3. 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約する事が出来ます。但し利用者が現にサービスを利用している期間中は3日間の予告期間を設けます。
 - ①利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払がない場合。
 - ②利用者または、その家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難い程の背信行為を行った場合。
4. 次の事由に該当した場合には、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が介護保険法に定める指定短期入所介護サービスの利用が不可能な介護度と認定された場合
 - ③利用者が死亡した場合

第11条 (秘密保持)

1. 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は契約終了後の同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対して利用者の個人情報を提供しません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いませぬ。

第12条 (賠償責任)

- 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命並びに身体、及び財産に損害を及ぼした場合には、利用者に対してその損害を賠償します。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、賠償責任を減じることができるものとします。
2. 天災、事変その他の不可抗力により利用者が受けた損害、災難については、事業者は一切の賠償責任を負いません。

3. 利用者の故意または重大な過失により、居室、備品またはその他の設備に通常の保守・管理の限度を超える補修が必要となった場合は、事業者は利用者に対してその損害賠償を求めることができます。
4. 事業者は、自らの責任に帰すべき事由がない限り損害賠償を負いません。下の各号にその免責に該当する項目を示します。
- ア) 利用者又は保証人等が本契約に基づくサービスを実施する際に、利用者の心身の状態並びに既往歴（病歴）等に関する重要な事項及びその他必要な事項について、故意又は重大な過失（失念等）によりこれを告げず、又は不実の告知によって損害が発生した場合。
- イ) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスが直接起因したと認められない事由により損害が発生した場合。
- ウ) 利用者が、事業者並びにその従業員等の指示、注意喚起、依頼、その他の申し出に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
- エ) 事業者並びにその従業員が適切且つ定期的に巡回、見守り、離床センサーの設置、衝撃緩衝材の設置等を行い、利用者保護に努めたにも関わらず、利用者本人の心身の事由により転倒、転落等の事故が発生し、損害が生じた場合。
- オ) 利用者本人並びに保証人等にもつばら起因する事由により事業者又は他の利用者に損害が発生した場合には、当該利用者又は保証人等は、その損害についての賠償責任を負うものとします。

第13条 （緊急時の対応）

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の健康状態に急変が生じた場合及び事故等により総合的な判断から必要と認められた場合には、【契約書別紙】により予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に、医師に連絡を取るなど必要な処置を講じます。

第14条 （連携）

1. 事業者は、短期入所生活介護サービスの提供にあたり、必要に応じて他の居宅介護事業所並びに介護支援専門員及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、この契約が変更された場合または、この契約が終了した場合は、その内容を速やかに当該利用者の担当介護支援専門員に連絡します。なお、第10条2項に基づいて解約通知をする場合には事前に当該利用者の担当介護支援専門員に連絡します。

第15条 （本契約に定めのない事項の取扱い）

1. 利用者及び事業者は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令及びその他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

第16条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第17条 （苦情・相談対応）

1. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護サービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

2. 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

第18条 (代理人)

本契約は、原則としてご利用者本人の署名、捺印を必要としますが、利用者本人の心身の状況により、自書での署名や捺印が困難な場合及び自らの意思で契約行為が行えない場合には、予め契約等がなされている以下の者を代理人と選任し契約することがあります。

また代理人は、契約に定める権利の行使と義務の履行を行うことができます。

1. 利用者本人の家族及び身元引き受けに関する保証能力を有する親族等。
2. 社会福祉協議会等が実施する地域権利擁護事業を利用されている場合の、その担当者。
3. 利用者本人の居住地の民生委員が保証人として署名捺印を行う場合。
4. 成年後見人制度を利用している利用者の後見人による契約の場合。
5. その他、施設長が適当と認めた者。

第19条 (保証人)

事業者は利用者に対し、保証人を求めます。ただし利用者に保証人を立てることが出来ない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2. 保証人は次の責任を負います。
 - 一、利用者が利用料等の費用の負担を期限までに支払わない場合、その費用を負担すること。
 - 二、利用者が疾病等により医療機関に通・入院する場合、通入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - 三、契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 四、利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

短期入所生活介護施設 瑞祥苑 利用【契約書別紙】

「1」 契約期間

利用者と事業者の間で締結する本契約の契約期間は次のとおりです

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

「2」 ご利用の相談に関する担当者（短期入所生活介護サービスお申込み受け付け担当窓口）

（生活相談員 ・内線 2 1 番）

（介護支援専門員・内線 2 5 番）

「3」

（1）ご利用可能設備等及び基本的提供サービスの内容

種 類	提 供 内 容
居 室	定員4名又は個室（心身の状態、ご希望に応じます） 定員10名／日
食 事	下記の時間帯に各階食堂にて提供致します（心身の状態により居室対応となることがあります）
提 供	朝食 7:30～ 8:30
時 間	昼食 11:45～12:45
間 食	間食 15:00～15:30
時 間	夕食 17:30～18:30 ※但し、業務の諸事情により開始時間は多少前後することがあります。
入 浴	特段の事情が無い限り、週2回の入浴を下記要領で実施します
曜 日	特殊浴槽、一般浴槽に午前・午後に分かれて入浴していただきます
代 替	不入浴の場合には清拭等にて対応します。
介 護	
排泄	オムツ及びトイレ誘導は6回／日定時に行います。心身の状態により常時必要な方には随時行います。
リネン	1回／週の割合で実施します。汚染等により必要な方には随時行います。
機能訓練	心身の状況、介護計画に応じて適宜回数及び時間を設定して実施します 専用のリハビリルームにて実施します。
生活相談	随時対応させていただきます。
担 当	生活相談員又は介護支援専門員
健康管理	嘱託病院 （医）社団田北会 田北病院（院長 廣藤 榮一）
曜 日	毎週「月、水」曜日に実施します。（医師の都合により曜日は変更になる場合があります）
形 態	当施設への往診（回診）

（2）その他の提供サービスの内容

①理美容サービス（実費）

当施設では、ご希望により利用中に各種の理美容サービスを提供させていただきます。ご希望の際は利用開始予定日までにご相談ください。

②テレビ貸し出し費用（日額 150円）

当施設では、ご利用者のご希望により利用期間中に居室へ個人向けにテレビの貸し出しを行

っております。ご希望される際は数に限りがございますので事前にお申込み下さい。

(※ご利用期間中にテレビの貸し出しを希望されますか)

はい ・ いいえ

③日常費用支払い代行サービス(手数料 : 取扱い額の10% 端数切捨て)

当施設サービスご利用中に、施設内の生活において介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払い代行をお申込みいただけます。サービスご利用に関しては別途「日常費用支払い代行業務依頼契約」の締結が必要になります。

④所持品の持ち込み

ご希望により、当該サービスご利用時に持ち込まれる所持品の保管・管理を当施設にて承ります。但し、お持ちいただける所持品の種類や体積には制限がございます。詳しくは「所持品(貴重品)管理契約」の締結が必要となります。

「4」ご利用料金について

下記の単位数を基準に計算します。この単位数は厚生労働省の定める法定基準に則った単位数となっております。

(1) 基本的な利用料金について

①介護報酬単位(1日につき)

介護度	併設型基本単位数	連続した31日目以降
要介護1	603	573
要介護2	672	642
要介護3	745	715
要介護4	815	785
要介護5	884	854

②食費(1日につき) ※介護保険適用外

食費には、朝食・昼食(含おやつ)・夕食の提供及び必要な場合において、食事介助等の介護サービスが含まれます

また、食費の清算はご利用期間中に実際に召し上がられた各食数に応じて請求させていただきます。

食事の種類	朝食	昼食	夕食
各価格	300円	(昼食+おやつ・飲物) 675円	470円

③滞在費(1日につき) ※介護保険適用外

室料	従来型個室	多床室
	1,231円	915円

(2) 各種加算報酬について

※ご利用内容、算定要件に適合するものについて以下の表にある加算を算定させていただきます。

加算項目	単位数	加算項目	単位数
生活相談員配置加算	13	医療連携強化加算	58
生活機能向上連携加算Ⅰ(3月につき)	100	夜勤職員配置加算Ⅰ・Ⅱ	13
生活機能向上連携加算Ⅱ(3月につき)	200	夜勤職員配置加算Ⅲ・Ⅳ	15
個別機能訓練加算Ⅰ	56	認知症行動心理症状緊急対応加算	200
専従の機能訓練指導員配置	12	若年性認知症利用者受入加算	120
看護体制加算Ⅰ	4	送迎加算(片道)	184
看護体制加算Ⅱ	8	緊急短期入所受入加算	90
看護体制加算Ⅲ	6	療養食加算	8
看護体制加算Ⅳ	13	口腔連携強化加算	50
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	認知症専門ケア加算Ⅱ	4
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	処遇改善加算Ⅳ	90/1000
在宅中重度者受入加算			
・看護体制加算Ⅰ又はⅢの場合	421		
・看護体制加算Ⅱ又はⅣの場合	417		
・いずれも算定している場合	413		
・看護体制加算を算定していない	425		

①送迎加算

送迎加算については、施設側で送迎を行わない場合には算定されません。

②送迎範囲

原則として、大和郡山市内在住の方を対象とします。但し、その他の地域の方であっても、送迎に掛かる所要時間(当施設を出発しご家庭へお迎えに行き、再び施設まで戻るのに要する時間)が概ね1時間以内の地域にお住まいの方については別途ご相談に応じます。

(3) その他の料金

上記の基本料金以外に、ご利用者のご希望、嗜好その他便宜のために提供させていただくサービスについての実費相当額をご負担いただきます。

①理美容代

1回あたりの利用料 円1,500～ (内容により異なります)

②その他

上記の他、個人的な嗜好に供するレクリエーション費用や日常品費などについては、都度実費相当額を別途請求致します。

(4) ご利用料金計算方法

1日あたりの介護報酬単価を基準とし、各介護度別の単位数に当該ご利用日数を乗じたものに単価割合(大和郡山市は10.33)を乗じて求めたものが介護料となり、ご利用者にはその額が厚生労働大臣の定める基準額によるものであり、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を負担して頂きます。

また、ご利用期間中に召し上がった食事については「4」の(1)の②に示しました各食事別の単価毎に実際に召し上がった食数を乗じた費用をご請求申し上げます。

なお、居住費についてはご利用いただいた居室の種別毎に「4」の（1）の③に示しました室料に当該ご利用日数を乗じた費用をご請求申し上げます。

計算例

① 本単位+各種加算) + {(基本単位+各種加算) × 0.083 × 0.027} × ご利用日数
× (10.33) × 0.1 = 介護料負担分

② (朝食単価×食数) + (昼食単価×食数) + (夕食単価×食数) = 食費

③ 室料 (居室種別毎単価) × ご利用日数 = 滞在費

○ 基本的な費用は上記①+②+③となります。(その他法に定められた各種加算等がございます)

「5」 短期入所生活介護サービスご利用の中止などについて

(1) ご利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、別途キャンセル料を申し受けます。

項	サービス中止のご連絡の時期	キャンセル料
①	入所日の前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	無料
②	入所日の前日午後5時までにご連絡が無かった場合	1日のご利用料の50%

(2) ご利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合はご利用期間中であってもサービスを中止し、対処していただく場合があります。

ア) ご利用者が中途退所を希望された場合

イ) 入所日の健康チェックの結果、体調が悪いと判断され、以後の施設での生活に支障があると思われる場合

ウ) ご利用中に体調が悪化し、医師の受診等が必要と判断され、以後の施設での生活に支障があると思われる場合

エ) 他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

※ 上記のような場合で、必要と判断された際には、御家族または予め指定された緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

また、料金は実際の退所日までの日数を基準に請求させていただきます。

(3) 緊急時の体制について

1. ご利用者が当施設を利用中に、心身の急変等により医師の診察などが必要となった場合には、次の連絡先に準じてご家族等に連絡の上、病院の受診など必要な対応をします。

この場合には次の連絡先に記載されている病院又は診療所を第1優先先とし、当該病院又は診療所が受診できない場合には当施設嘱託契約先病院への受診の措置を取ることを予め合意するものとします。

但し、主治の病院又は診療所及び当施設の嘱託契約先病院に無い受診科への受診が必要となった場合には都度ご利用者並びに家族と協議の上決定します。

2. 当苑が提供する介護サービスの提供により事故が発生した場合も同様に予め定められた緊急連絡先に連絡を取ると共に、医療機関の受診など必要な措置を講じます。

また、事故発生時には、その状況及び事故に際して採った措置について記録し、速やかに保険者等へ報告すると共に、施設内に設置された事故防止検討委員会において原因の分析及び再発防止策の検討を行い、関係職員への周知を図ります。

「6」 連絡先等

ご利用者の体調の変化（悪化）等の急変がある場合には、下記に定める緊急連絡先に速やかに連絡するものとします。尚、緊急連絡先に変更（携帯番号等）があった場合は受付窓口まで必ず連絡願います。

項目	候補 第 一 候 補	候補 第 二 候 補	候補 第 三 候 補
氏名			
続柄			
住所			
電話番号			
携帯番号			

主治医等医療機関連絡先

医 療 機 関 名	
住 所	
電 話 番 号	
担 当 医 氏 名	

主治の歯科医療機関連絡先（治療中の方のみご記入下さい）

医 療 機 関 名	
住 所	
電 話 番 号	
担 当 医 氏 名	

「7」相談、要望、苦情等の受付窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等がございましたら、次の各サービス提供責任者または苦情等受付窓口へお気軽にお申出下さい。

☆ サービス提供責任者

○生活相談員 (内線21番)

○介護支援専門員 (内線25番)

tell 0743-54-6180

☆ 苦情等受付窓口

①特別養護老人ホーム瑞祥苑

事務所 釜谷 佳男 (施設管理者)

tell 0743-54-6180 (内線24番)

② 第三者委員

檜垣 洸 奈良市 (0742-23-1581)

野志 とよ子 葛城市 (0745-48-2388)

③第三者評価

福祉サービスを提供する事業者やその福祉サービスを利用している利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することを言います。

社会福祉法第78条において「社会福祉事業の経営者は自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と記載されています。

福祉サービス第三者評価は、これを支援する一つの仕組みとして位置付けられています。なお同条では自己評価について努力義務を規定していますが、福祉サービス第三者評価については法律上の義務はありません。

第三者評価実施の有無	(有 ・ 無)
------------	-----------

短期入所生活介護施設 瑞祥苑 利用【重要事項説明書】

「1」 介護老人福祉施設 瑞祥苑の概要

(1) 法人及び施設の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 ・ 佳祐会
法人代表者役職・氏名	理事長 下村 年胤
法人本部所在地	奈良県大和郡山市矢田町4739-4
法人電話番号	0743 (54) 6180
法人登記年月日	平成2年1月9日
定款の目的に定めた事業	①介護老人福祉施設瑞祥苑の設置経営 ②老人デｲｰﾍﾞｾﾝﾀｰ瑞祥苑デｲｰﾍﾞｾﾝﾀｰの設置経営 ③老人短期入所事業瑞祥苑の設置経営 ④居宅介護支援事業瑞祥苑の設置経営 ⑤老人介護支援センター瑞祥苑の設置経営
事業開始年月日	平成2年10月27日
経営施設の拠点（所在地）	奈良県大和郡山市矢田町4739-4
経営施設の種類とその数	①介護老人福祉施設 ⑥介護予防短期入所生活介護事業 ②指定通所介護事業 ⑦介護予防通所介護事業 ③短期入所生活介護施設 ④居宅介護支援事業所 ⑤域包括支援センター窓口
施設管理者氏名	施設長 釜谷 佳男
介護保険事業所指定番号	2970300162

(2) 施設の職員体制

職 種	常勤数	非常勤	従事する業務内容	資格等	人数計
管理・事務系職員	施設管理者（施設長）	1	施設運営管理責任者		1
	労務・経理（事務長）	1	施設資産・出納管理等		1
	医師（嘱託契約医）	1	ご利用者健康管理	医師免許	1
	生活相談員	1	ご利用者・家族相談援助		1
	介護支援専門員	1	介護計画作成等	ケアマネジャー	1
	管理栄養士	1	ご利用者栄養管理	管理栄養士	1
	事務職員	2	経理・会計・庶務・保険請求		2
介護・看護等	介護職員	14	ご利用者生活介護	介護福祉士等	20
	看護職員	4	ご利用者健康管理	看護師 准看護師	1 3
	※うち、機能訓練指導員	(1)			(1)
	ランドリー		1	館内清掃	1
他	宿直・日直		4	来客対応・警備等	4
各 職 種 合 計		25	12		37

(3) 瑞祥苑施設の設備概要

ご利用定員（短期分）		10名／日	静 養 室	1室（2床）
居 室	4人部屋	4室（1室33㎡）	医 務 室	1室
	2人部屋	2室（1室16.4㎡）	食 堂	各階1室（計2室）
	個 室	22室（1室13.5㎡）	機能回復訓練室	1室
浴 室	一般浴室	スロープ付き浴槽 シャワー7基	談 話 室	1室
			屋 上 広 場	1ヶ所
	特殊浴槽 浴室	臥床式順送浴槽 座位式浴槽	中 庭	1ヶ所

「2」 瑞祥苑が提供するサービスの内容

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①施設介護サービス計画の立案 | (ケア・プラン作成) |
| ②朝・昼・夕・間食食事提供サービス | (食事介助を含む) |
| ③2回／週以上の入浴サービス | (洗身、洗髪介助を含む) |
| ④日常生活介護・援助 | (身体介護) |
| ⑤機能回復訓練 | (リハビリ) |
| ⑥生活相談 | (施設利用、介護保険等の相談・助言) |
| ⑦健康管理 | (2回／週の往診、2回／年の健診) |
| ⑧特別食の提供 | (別途実費が必要です) |
| ⑨理美容サービス | (別途実費が必要です) |
| ⑩行政手続き代行サービス | (別途契約の締結が必要です) |
| ⑪日常費用支払代行サービス | (別途契約の締結が必要です) |
| ⑫所持品保管・管理サービス | (別途契約の締結が必要です) |
| ⑬各種季節行事・レクリエーション | |
| ⑭各種趣味活動やクラブ活動の応援・援助 | |

「3」 瑞祥苑の利用料金について

(1) 基本料金

①介護料自己負担分（介護保険適用）

短期入所生活介護サービスを提供した際のお支払額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領である時は、介護報酬告示上の額に、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額がご利用者の自己負担分となります。

②食費実費（介護保険適用外）

食費には、朝食・昼食（含おやつ）・夕食の提供及び必要な場合において、食事介助等の介護サービスが含まれます。

また、食費の清算はご利用期間中に実際に召し上がった各食数に応じて請求させていただきます。

③滞在費実費（介護保険適用外）

短期入所生活介護サービスご利用日数に応じて居室使用料に相当する滞在費を申し受けます。

(2) 各種加算報酬等

契約書別紙のご利用料金の欄をご参照下さい。

(3) その他の料金

上記の基本料金以外に、ご利用者のご希望、嗜好その他便宜のために提供させていただくサ

ービスについての実費相当額をご負担いただきます。

①理美容代

1回あたりの利用料 ¥1,500～ (内容により異なります)

②その他

上記の他、個人的な嗜好に供するレクリエーション費用や日常品費などについては、都度実費相当額を別途請求致します。

(4) 料金の支払方法等について

①支払方法

当苑ではご利用料のお支払いにつきまして、原則として「銀行間の自動引き落とし」によるお支払いをお願いしております。具体的なお支払い手続きの方法は以下の通りとなりますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

ア) 自動引き落としに関するお手続き

当苑の在宅サービスをご利用になられる際には、ご利用開始(或いはご利用料の初回お支払い時)までに、当苑取引先銀行(株式会社南都銀行郡山支店)と、ご利用者様(又はご家族様等)の名義のある銀行との間で自動引き落としの契約を締結して頂き、当該月の短期入所生活介護サービス利用に要した金額をお支払い頂くものとします。

イ) 請求書の発行と残高のご確認

請求書は当該月翌月の15日頃に発行し、ご利用代金の引き落としは27日(当日が銀行休業日の場合は翌日)となっておりますので、確実に引き落としが実行されますよう残高のご確認をお願い致します。

ウ) やむを得ない事情により自動引き落としをご利用になれない場合の対応

また、止むを得ない事情により自動引き落としに拠らないお支払い方法を選択されますご利用者様につきましては、そのお支払方法は以下の通りですので、ご利用者様のご都合により選択をして下さい。

◎自動引き落としに拠らない場合に選択可能なお支払いの方法について

ア) 現金によるお支払い

お手元に当該月の請求書が届きましたら、お支払い金額をご確認頂いた上で当苑事務所にしてお支払い下さい。(その場で領収証を発行致します。)

なお、請求事務の都合上予めお越しになる日時を当苑事務所まで必ずお知らせ下さい。

イ) 振込みによるお支払い

お手元に当該月の請求書が届きましたらお支払い金額をご確認頂き、当苑指定の口座へお振込み下さい。(入金確認後、領収証を発行致します。)

なお、振込手数料はご利用者様でご負担願います。

ウ) その他のお支払い方法

上記、ア)・イ) 以外のお支払い方法については現在対応できません。

②滞在費及び食費の所得に応じた負担限度額の概要(負担軽減措置)

※但し予めご利用前に当該市区町村発行の証明書をご用意下さい。カッコ内は8月1日以降適用

利用者の負担段階	1日あたりの費用		
	従来型個室	多床室	食費
第1段階	380円	0円	300円
第2段階	480円	430円	600円
第3段階①	880円	430円	1,000円
第3段階②	880円	430円	1,300円
第4段階	1,231円	915円	1,445円

注 第1段階 : 本人及び世帯全員が住民税非課税であって高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者である方

- 第2段階： 本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
- 第3段階①： 本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
- 第3段階②： 本人及び世帯全員が住民税非課税であって合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方
- 第4段階： 上記以外の方

※平成18年度の税制改正により新しい基準が設定されています。詳しくは入所前に（前年度の住民税納付先）お住まいの市区町村の窓口にお尋ね下さい。

③その他

上記以外にも、法令・条例その他の行政通達等により適用される負担軽減措置についてはご利用者に適用基準が満たされると判断されるもの等については速やかにご家族へ連絡することとします。（市区町村への申請をして下さい）

「4」 短期入所生活介護サービスご利用の中止について

（1）ご利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を申し受けます。

項	サービス中止のご連絡の時期	キャンセル料
①	入所日の前日午後5時までにご連絡を頂いた場合	無料
②	入所日の前日午後5時までにご連絡が無かった場合	1日のご利用料の50%

（2）ご利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合はご利用期間中であってもサービスを中止し、対処していただく場合があります。

- ア) ご利用者が中途退所を希望された場合
- イ) 入所日の健康チェックの結果、体調が悪いと判断され、以後の施設での生活に支障があると思われる場合
- ウ) ご利用中に体調が悪化し、医師の受診等が必要と判断され、以後の施設での生活に支障があると思われる場合
- エ) 他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

※上記のような場合で、必要と判断された際には、御家族または予め指定された緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医等に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

また、料金は実際の退所日までの日数を基準に請求させていただきます。

「5」 当施設のサービスの特徴等

（1）総合的なケアの方針

ご利用者一人一人を「生活に種々の障害を抱えながらも、自分自身の人生を懸命に生きている一人の人間」として捉え、その身体的機能、精神的機能が、どのレベルにあらうとも、その人らしく最期まで快適に暮らしていただける生活環境を提供することや、本人の潜在能力を最大限に引き出して生活を再編し、生きる喜びと誇り、生活の安定を実現していただけるような生活支援体制を整えること、又あらゆる人との出会いと営みが重要であると考え「人間としての尊厳」を重視し、その人らしい生活を最期まで保てるよう努力し、施設の一律なルールやスケジュールで束縛するのではなく、本人の希望や条件に合致したケア・プランを策定しケアを実践することを当施設の事業方針とする。

(2) 適切なサービス提供のために

事 項	有 無	備 考
直接接処遇男性職員の配置	㊦・無	可能な限り同性介護に努めます
従業員への研修の実施	㊦・無	施設内・施設外研修を定期的の実施
サービス提供マニュアルの策定	㊦・無	各種介護マニュアルを策定しています
身体拘束廃止への取り組み	㊦・無	研修会等を実施し取り組んでいます

(3) 施設利用にあたっての留意事項

ア) 面会

面会時間、曜日等に制限はございません。但し以下のことにご配慮ください。

- ・夜遅くのご面会の際には他のご利用者のご迷惑にならぬよう場所及び声の大きさ等にご配慮ください。
- ・ご面会時の差し入れ（食べ物等）については、衛生管理上なるべくご遠慮ください。持ち込まれる場合には、必ず職員にご連絡ください。

イ) 外出

当施設の所定の書式によるお申出により随時、外出していただけます。

ウ) 飲酒・喫煙

自費にて購入のうえ飲酒・喫煙していただけます。但し、防火管理上、喫煙場所については指定させていただきます。
また、医療的見地から健康上害を及ぼす恐れがある場合には中止していただく場合があります。

エ) 設備・器具の使用

当施設の設備、器具等は相談の上ご利用いただけます。

オ) 所持品（貴重品）管理

所持品（貴重品）保管・管理契約に基いて管理させていただきます。

カ) 宗教活動

憲法に定められているところの宗教の自由を尊重します。但し、集団生活における秩序を著しく逸脱した集会等の実施についてはご遠慮願います。

キ) ペット

当施設におきましては、環境衛生上、ペットの持ち込みはご遠慮願います。

「6」 非常・災害時対策

(1) 災害発生時の対応

当施設規定の防災マニュアルに基き利用者の人命を守るべく最大限の努力をします。

(2) 防災設備

スプリンクラー・自動火災報知緊急装置等設置

(3) 防災訓練実施状況

管轄消防署の指導の下、「火災発見」「非常放送」「消防通報」「初期消火」「避難誘導」及び、必要に応じ「消防隊への状況報告」「職員の非常招集」等について年2回（通常 春・秋）実施し、管轄消防署へ届け出ています。

「7」 サービス内容に関する相談・苦情の受け付け

- (1) 当施設ご利用者の相談・苦情担当 tell 0743 (54) 6180
 責任者 釜谷 佳男 (施設長) 内線24番
 担当者 (生活相談員) 内線21番
 (介護支援専門員) 内線25番

(2) 第三者委員

檜垣 洸 奈良市 (0742-23-1581)
 野志 とよ子 葛城市 (0745-48-2388)

◎第三者委員について

当苑における介護サービスの提供やその他の社会的支援について、また接遇や介助方法及び入所者等への接し方など、直接当苑職員へ相談し難い案件等についても、第三者の立場で苦情・相談に応じて頂けます。

また、問題解決にあたり、入所者ご家族様と当苑の間に入って頂き、話し合いや双方の意見の聴取、解決に向けたアドバイス等に応じて頂けます。

(3) その他の受け付け

※当施設以外の場所については、下記の相談窓口があります。

大和郡山市 福祉健康づくり部 介護福祉課	所在地 大和郡山市北郡山町248-4 電話番号 0743-53-1151 ファックス 0743-53-1049
奈良県 福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課	所在地 奈良市登大路町30番地 電話番号 0742-27-8524 ファックス 0742-27-3075
奈良県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 橿原市大久保町320-1 電話番号 0744-29-1212 ファックス 0744-29-1212
奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情係	所在地 橿原市大久保町302-1 電話番号 0744-29-8326 ファックス 0744-29-8322

本契約を証するため本書2通を作成し利用者並びに事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業者】

名 称 特別養護老人ホーム瑞祥苑
(介護保険事業者番号2970300162)
所 在 地 大和郡山市矢田町4739-4
代表者役職・氏名 施設長 釜谷 佳男 印

【利用者】

※該当箇所にレを入れて下さい。

- ☐ 入所契約書の説明を受け、内容について承諾した。
- ☐ 契約書別紙の説明を受け、内容について承諾した。
- ☐ 重要事項説明書の説明を受け、内容について承諾した。

利用者氏名 _____ 印

利用者住所 _____

代理人

氏 名 _____ (続柄 _____) 印

住 所 _____

代理の理由 _____

保証人

氏 名 _____ (続柄 _____) 印

住 所 _____

個人情報保護に対する基本方針

1. 基本方針

社会福祉法人佳祐会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護法並びにマイナンバー法に関する法令その他の関係法令及び政府並びに厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言します。

2. 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は公表し、利用目的に従って適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

3. 安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価、見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受けいたします。

お問い合わせ窓口

当法人内

特別養護老人ホーム瑞祥苑 事務員又は生活相談員

電話番号 (0743) 54-6180

社会福祉法人 佳祐会
理事長 下村 年胤

当施設ご利用者に関する個人情報取扱い承諾書

この度、当苑をご利用される ご利用者 様の施設利用において円滑に援助、介護を行うため、下記の項目を使用目的とした個人情報の取扱いをさせていただきます。（マイナンバーについては本承諾書とは別に定めがあります）

なお、皆様から収集致しました情報は、個人情報保護法に則り適正に処理させていただくこととします。

また、従来から実施しておりました施設内外での個人名の呼名や、その他の個人情報の今後の取扱いについて別紙のとおりお伺い致しますので必要事項をご記入の上、ご署名ご捺印頂き、ご返送頂ければ幸いです。

記

（１）使用目的

- ①円滑な援助、介護のため
- ②介護計画（ケアプラン）策定のため
- ③介護認定等（更新等）に係る事務のため
- ④介護報酬請求事務のため
- ⑤病院受診時又は入院加療時における病院への心身状態の報告及び緊急時の連絡先確保のため
- ⑥病院等受診又は入院された際の費用支払い等のための事務手続き
- ⑦租税並びに社会保険料等支払事務のため（当苑に依頼頂いている方のみ）
- ⑧ご本人向け介護用品、その他日用品等購入のため（当苑に依頼頂いた方のみ）
- ⑨銀行・郵便局等における取引のため（当苑に依頼頂いている方のみ）
- ⑩その他、法律、政令、省令等により行政から依頼があった場合

（２）情報が取り扱われるところ

事業所又機関の住所	大和郡山市矢田町４７３９－４
事業所又は機関名	特別養護老人ホーム瑞祥苑
取扱い責任者の名前	釜谷 佳男（施設長）
情報取扱い者の名前	<u>生活相談員</u>
	<u>介護支援専門員</u>
お問い合わせ電話番号	（０７４３）５４－６１８０

(3) 施設内外での個人情報の取扱い

①個人名での呼名について

当苑では介護中に、ご本人の尊厳を保つため、通常は氏名又は苗字でお呼びしております。このことにより、施設へご来苑頂く方々（他の入所者ご家族様、施設見学の方、納入業者など）の耳に呼名させて頂く入所者の方のお名前が聞こえてしまうことになります。

また、認知症等高齢者の方に対しても現状の認知度維持のためにもご本人の氏名で呼名することが望ましいと考えております。

このような事情をご考慮の上、今後も個人名での入所者の方々の呼名の継続にご理解を頂ければ幸いです。

今後の呼名継続を (認める ・ 認めない)

②居室プレートの掲示について

現在、当苑では入所されております各入所者様の居室にネームプレートを使用しております。これは前述の尊厳の保持の観点と各入所者様にとっての住居である居室への敬意（一般家庭の表札に相当すると考えております）の表れとして使用しているものです。

また、万が一の場合には平常時に介護職員程度の関わりを持たない事務職員等を含めた他部署の職員が避難誘導等にあたることが想定され、人命尊重の観点からもその際に間違いのないように対応したいとも考えております。

このような事情をご考慮の上、今後も個人名での入所者の方々のネームプレート掲示の継続にご理解を頂ければ幸いです。

今後の居室プレート掲示の継続を (認める ・ 認めない)

③食事提供時の名札の掲示について

現在、当苑ではキザミ食やミンチ食、流動食や経管栄養などを含めた多岐に渡る形態の食事を、入所者様の状態に合わせて提供させて頂いております。

食事を摂取する際には誤嚥（誤って気管や肺に食べ物が入ってしまうこと）や窒息などの危険が付きまとうものであり、ご本人に適した形態の食事を間違いなく提供させて頂くことが大切であり、名札を使用しているものです。

このような事情をご考慮の上、今後も個人名での食札（名札）の掲示の継続にご理解を頂ければ幸いです。

今後の食札（名札）掲示の継続を (認める ・ 認めない)

④電話連絡等で瑞祥苑を名乗ることについて

電話等でご家族又はその他のご指定連絡先へ連絡を取る際に、瑞祥苑の名前を名乗ると、電話を受け取った方の関係に関わらず、入所者様が当方に入所されていることが知られてしまうことになります。

しかしながら、当方から電話等でご家族様又はその他緊急連絡先等に指定されている場所へ連絡を取る際に「特別養護老人ホーム瑞祥苑」と名乗った上で連絡を取ることによりご家族にもスムーズに情報が伝わり、またご不在時に折り返しの連絡を頂きたいときなどは当方の名前を名乗ることが連絡を確実なものにすると思われます。

このような事情をご考慮の上、今後もしもご家族様等にご連絡を申し上げる際に特別養護老人ホーム瑞祥苑と名乗ることの継続にご理解を頂ければ幸いです。

連絡の際、瑞祥苑と名乗ることについて (認める ・ 認めない)

⑤行事等への参加

瑞祥苑が催す各種行事や他の団体が外部で催す行事等（観桜会、夏祭り、クリスマス会、地域のお祭など）で「特別養護老人ホーム瑞祥苑」として団体名を名乗り、他者から見てその施設の入所者と識別される可能性のある催し物へ入所者様が参加されること、及びその際に各入所者様の個人名でお呼びすることにより、他の不特定多数の者から特別養護老人ホーム瑞祥苑へ入所されていることが識別されることとなりますが、入所者の方々のQOL（生活の質）向上や前述の通り、個人の尊厳保持のため継続させて頂きたいと考えております。

このような事情をご考慮の上、今後も各種行事への参加並びに、その際の個人名での呼名の継続にご理解を頂ければ幸いです。

今後の行事等への参加と呼名を (認める ・ 認めない)

本承諾書の通り、個人情報の取扱いについて適正に行われるように希望いたします。

なお、本承諾書に記載の無い事項及び記載のない目的等による個人情報取扱いの必要性が発生した場合には都度、特別養護老人ホーム瑞祥苑個人情報管理責任者より本人並びに家族への事前の確認を必要とします。

令和 年 月 日

〒639-1058

大和郡山市矢田町4739-4

特別養護老人ホーム瑞祥苑

施設長 釜谷 佳男殿

承諾者ご本人氏名 _____ 印

住 所 _____

承諾者ご家族氏名 _____ 印

(続 柄) _____

住 所 _____

承諾者代理人等氏名 _____ 印

(続 柄) _____

住 所 _____